

令和6年度 第11回山北町農業委員会総会 会議録				
召集年月日	令和7年2月25日(火)			
召集場所	山北町役場防災対策室			
開・閉会日時	開会	令和7年2月25日 午後1時30分		
	閉会	令和7年2月25日 午後2時30分		
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別	
	1番	磯崎 加代子	○	
	2番	瀬戸 雅弘	○	
	3番	瀬戸 由紀子	○	
	4番	細谷 晋之	○	
	5番	室伏 正裕	○	
	6番	田渕 康男	○	
	推進委員 山北地区	磯崎 淳	○	
	推進委員 向原地区	高杉 丈二	○	
	推進委員 岸地区	石田 文也	○	
	推進委員 共和地区	和田 一良	○	
	推進委員 清水地区	池田 和則	△	
	会議録署名委員	4番	細谷晋之	5番
出席した事務局	事務局長	事務局員	高橋、中村、瀬戸	
会議に付した案件	別紙のとおり			
会議経過	別紙のとおり			

山北町農業委員会第11回総会議録

令和7年2月25日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長 : 本日は、忙しい中ご参加いただきありがとうございます。農業委員6名中6名が参加しているため、開催の要件を満たしています。

それでは農地法5条の規定による許可申請について事務局から説明願います。

事務局 : 今回の農地法5条申請は10月に3か月のみ延長しました、[]と[]の案件及び[]の一時転用の再申請です。一時転用は基本的には最長3年間認められており、今回は最長期間での申請となります。

議案14号、15号、16号は関連する案件になりますのでまとめて説明させていただきます。それでは、内容に入ります。

1ページをご覧ください。議案第14号農地法5条第1項の規定による許可申請について説明します。申請地は、[]の合計[] m^2 です。貸付人の[]から借受人の[]へ賃貸借権を設定します。転用目的は仮設資材置場で[]に伴い資材保管スペースが必要なためです。

2ページが申請書です。3転用計画の(4)をご覧ください。工事期間は令和10年3月31日までとなっています。

3ページが申請土地の一覧です。

4ページから9ページが全部事項証明書です。

10、11ページが位置図、拡大図です。地図上で[]に進んだ先に申請箇所があります。

12ページが公図です。

13ページが土地利用計画図兼写真方向図です。

14、15ページが高杉推進委員に確認していただいた時の写真です。[]から農地転用されており、土地利用計画図と同様の使われ方をしていることを確認しました。①は駐車場、②はガラ置場と駐車場、③は事務所と駐車場、④は内側から外側に向けての写真です。以上です。

16ページをご覧ください。議案第15号農地法5条申請第1項の規定による許可申請について説明します。申請地は、[]の[] m^2 です。貸付人の[]から借受人の[]へ賃貸借権を設定します。転用目的は仮設宿舎で[]に伴い建設作業員用の宿舎が必要なためです。

18ページから20ページが全部事項証明書です。

21、22ページが位置図と拡大図です。[]の向こう岸に申請地があります。隣接地にこの後説明する議案16号の駐車場があります。

23 ページが公図です。

24 ページが土地利用計画図兼写真方向図です。

25、26 ページが高杉推進委員に確認していただいた時の写真です。①、②が駐車場や宿舍として利用されており、③が仮設事務所等の付随施設が確認できます。④は入り口で右側は駐車場として利用されています。以前からの申請どおりに利用されていることを確認しました。

27 ページをご覧ください。議案第 16 号農地法 5 条申請第 1 項の規定による許可申請について説明します。申請地は、[] の [] m²です。貸付人の [] から借受人の [] へ賃貸借権を設定します。転用目的は仮設駐車場 [] に伴い [] の駐車場が必要なためです。

28 ページが申請書です。3 転用計画の (4) をご覧ください。工事期間は令和 10 年 3 月 31 日までとなっています。

29 ページが申請地の一覧です。

30 ページから 36 ページが全部事項証明書です。

37、38 ページが位置図と拡大図です。[] の向こう岸に申請地があります。

40 ページが公図です。

41 ページが土地利用計画図兼写真方向図です。

42、43 ページが高杉推進委員に確認していただいた時の写真です。①が入口及び駐車場と元々あった土を左側に置いてあります。②が内側から入口方面を写した写真です。③が内側から宿舍方面を写した写真です。④が宿舍横から入り口方面を写した写真です。⑤、⑥が宿舍裏側から写した写真です。以前からの申請どおりに利用されていることを確認しました。以上です。

- 議長 : それでは 3 件の現場を確認した高杉推進委員から何かありますか。
- 高杉推進委員 : 3 件とも継続案件で 3 か月前と状況の変化もないので特にありません。
- 議長 : 何か意見はありますか。
- 磯崎推進委員 : 一時転用が終了したら基本的には農地に戻すことになるのか。
- 事務局 : 一時転用は農地に復元することが条件となっています。しかし、今回のケースでは農地に復元すると工事が遅延するため特例でそのままの状態です。再申請しています。
- 磯崎推進委員 : [] の工事が終了したら農地に戻るということでいいか。
- 事務局 : そのとおりです。
- 磯崎推進委員 : 写真を見ると駐車場に砂利が敷き詰めてあるので農地に復元したとしても砂利が混ざったりするのではないか。
- 事務局 : 砂利と土の間にはシートを張ってあるため砂利は混ざりにくいのではないかと思います。また事業者から農地復元計画書や誓約書も提出されているので農地へ復元されることは間違いないと思われます。
- 室伏委員 : 復元された農地は誰がどのように確認するのか。

高杉推進委員 : 私も手伝いに行っているが、1日に60人ほど集まるイベントのため人はいるので機械はなくても大丈夫です。

議長 : ほかに意見等がありますか。(特になしの声) 特になければ議案第17号に承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第17号は承認されました。続きまして報告事項ということで引き続き農業経営を行っている旨の証明について事務局から説明願います。

4 報告事項

事務局 : 56ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明について説明します。申請者は[]です。証明期間は[]までです。これは、前回の現地確認日の翌日から今回の現地確認日までを記してあります。

57ページが土地の所在一覧です。

58、59ページが位置図と拡大図です。地図上で[]に申請箇所があります。

60ページが写真方向図です。

61、62ページが磯崎推進委員に確認していただいた時の写真です。キャベツやブロッコリー、白菜等の栽培を確認しました。とてもきれいに管理されていることを確認しました。

議長 : 現地を確認した磯崎推進委員から何かありますか。

磯崎推進委員 : よく管理されており、雑草1本生えていないような農地でした。今後もこの所有者に任せておけば心配はいらぬと言える農地でした。

議長 : 何か意見はありますか。(特になしの声) 意見がないようでしたら非農地証明について事務局から説明願います。

事務局 : 63ページをご覧ください。次の非農地証明について説明します。申請者は[]です。対象地は[]の[]m²です。

64ページが全部事項証明書です。

65、66ページが位置図と拡大図です。[]の道路向かいに対象地があります。

67ページが公図兼写真方向図です。

68、69ページが磯崎推進委員に確認していただいた時の写真ですご覧のとおりコンクリート敷きと物置兼車庫が建っていることを確認しました。今回、農地への復元が著しく困難であることと[]から課税が宅地になっていることを確認し、10年以上前から農地ではないことを確認したため証明しました。以上です。

議長 : 現地を確認した磯崎推進委員から何かありますか。

磯崎推進委員 : 前回、バックホウが置かれていた農地の隣接地になります。コンクリート敷きになっているのでやむを得ないのではないかと思います。

議長 : 何か意見はありますか。

瀬戸(雅)委員 : 登記地目が畑、課税が宅地ということですが将来的な姿として登記地目を畑からその他地目に変えるというのが正しいのか。

事務局 : 本来なら農地転用の申請をして地目を変更するのが正しいが、今回はそれが出来ないで、現在違反状態となっている地目を現況に合わせるということをしてもらいます。今後同様のことが起こらないように町民に対して周知していきます。

5 その他

議長 : その他何か意見はありますか。(特に意見なしの声) その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は3月25日13時30分からということによろしいでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : では次回総会は、当日程ということでよろしくお願いします。

5 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(14:30)